## 消防署 だより

松前消防署 🕿 984-3404 FAX 984-4011

# 野焼きによる火災にご注意を

近年、伊予消防管内で、野焼きが原因の火災が 多発しています。

野焼きは、法律で禁止されていますが、農業者が

行う稲わら・麦わらなど の焼却、害虫駆除のため の枯れ草の焼却のほか、 どんと焼きや不要となっ たしめ縄・門松などを焼 く行事などは例外として 認められています。



野焼きが原因による火災のほとんどが、ちょっとし た不注意で発生しています。まずは野焼き以外の処 分方法を考え、やむを得ず行う場合は、次のことに 注意して、野焼きによる火災を予防しましょう。

### ▶消防署への届け出

誤報で消防機関が出動するなどの混乱を避ける ため、火災と紛らわしい煙などが発生する行為をす る場合には、事前に届け出が必要です(電話や口頭 でも可能)。

なおこの届け出は、消防署が事前に野焼きを知る ためで、容認するものではありません。ご注意くだ さい。

#### ▶野焼きの注意事項

- ・ 風の強いとき、空気が乾燥しているとき は実施しない。
- ・ 水バケツや消火器などの消火の準備をし てから実施する。
- ・燃えやすい物の近くで実施しない。
- 日中で作業を終わらせ、消火するまでは その場所を離れない。
- 終わった後は、確実に火を消す。
- ・ 火が燃え広がり拡大した場合は、身の安 全を確保し、すぐに 119 番通報をする。



### ▶周辺住民への配慮

周辺に住宅がある場所で野焼きを行う場 合は、煙の臭いが洗濯物に付着するなど、苦 情の原因になります。

少量ずつ焼却し、大量の煙を出さないなど の配慮をしましょう。

● 産業課農業振興係 ☎ 985-4119

#### Information

ご協力をお願いします

電話を使った 予防査察を行います

新型コロナウイルス感染症予防のため、立ち合いで行う予防査察を 自粛していましたが、9月から電話で実施しています。

町内の各事業所や病院などから、建物と消防用設備などの維持管 理状況や危険物施設などの使用状況を聞き取ります。

この聞き取りには、数分の時間を要する場合があります。ご理解の うえ、ご協力をお願いします。

不明な点がある場合は、松前消防署までご連絡ください。